

事 務 連 絡
平成19年11月22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(ひよこ豆及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、アラブ首長国連邦産及びミャンマー連邦産ひよこ豆を検査命令対象とする別途通知にあわせ、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、アラブ首長国連邦産及びミャンマー連邦産以外のひよこ豆について、アフラトキシンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしく願います。

なお、アラブ首長国連邦産又はミャンマー連邦産ひよこ豆を主原料とする加工品については、本日以降、初回輸入時に貨物を保留の上、輸入者に対しアフラトキシンに係る自主検査を指導するよう願います。

記

(違反事例)

1. 品 名：ひよこ豆
2. 生産国：ミャンマー連邦
3. 輸出国：アラブ首長国連邦
4. 輸出者：S. B. & COMPANY
5. 検査結果：アフラトキシン陽性（B₁として30ppb検出）
6. 検疫所：東京検疫所（届出受付番号：第24025189540号1欄）
7. 輸入者：A. A. G. エンタープライズ